

○個人情報保護委員会告示第二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第六条、第八条、第二十四条、第六十条及び第七十八条並びに個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第十一條の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年一月三十一日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

平成三十一年個人情報保護委員会告示第五号第三項に規定する別に告示で定める日は、令和二年二月一日とする。